

18歳から大人できること

18歳から大人できること

20歳から

お酒やたばこは 20歳になってから

成年年齢が18歳に引き下げられても、健康面への影響・非行防止・青少年保護などの観点から、お酒を飲んだり、たばこを吸ったりすることができるのは20歳になってからです。



18歳から成人になっても、今まで通りのこともあります。正しい情報を得て、注意して行動しましょう。

20・21歳から

大型・中型自動車免許の取得

大型免許の取得可能年齢は21歳、中型免許の取得可能年齢は20歳で、いずれも成年年齢の引き下げ前後で変更はありません。

【なぜ変更がないの？】

大型免許の場合は3年以上、中型免許の場合は2年以上の免許経験が、免許取得の要件になっているため、必然的に上記の年齢制限が維持されています。



成年年齢が令和4年4月から、これまでの20歳から18歳に引き下げられます。大人になるとできるようになることが増え、父母の親権から離れ、親の同意がなくても自分の意志で契約ができるなど、さまざまな責任も生じてきます。今回の特集では、18歳で大人になると何が変わるのが、また変わらないことは何なのか、消費者トラブルの未然防止などを紹介します。



政府広報オンライン

18歳から

婚姻開始年齢が男女とも18歳へ

これまで、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされている男性の婚姻開始年齢と異なっていましたが、今回の改正で、女性の婚姻年齢が18歳に引き上げられ、男女の婚姻開始年齢が統一されました。



18歳からできることが今までよりも増えています。今一度、大人としての自覚を持ち、行動しましょう。

18歳から大人に

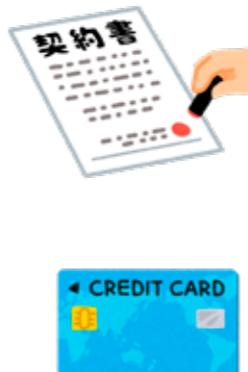
特集 令和4年4月1日より

18歳から

親の同意がなくても契約できる

【民法上できる契約】

- ・携帯電話の契約
- ・賃貸契約
- ・車などのローンの契約
- ・クレジットカードを作る など



成年年齢が18歳になると上記のような契約を自由に一人でできるようになる一方で、責任が伴います。成人すると未成年者取消権は行使できないため、安易な契約は交わさないよう注意しましょう。

20歳から

公営ギャンブルや国民年金への加入義務など

公営ギャンブルと呼ばれる競馬・競輪・競艇・オートレースなどは、ギャンブル依存症対策などの観点から20歳になってから解禁となります。

【そのほか 20歳以上から解禁のこと】

養子を迎えることや獵銃を所持すること、国民年金への加入義務などは、20歳以上から解禁となります。



18歳から

10年有効パスポートの取得や国家資格取得など

民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得することや各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと（資格試験への合格などが必要）、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることなども、18歳でできるようになります。

